

令和5年

# 議会運営委員会記録

令和5年12月13日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年12月13日（水曜日）  
午後4時32分 開会 午後5時00分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	安 保 友 博 議 員	委 員	吉 田 武 司 議 員
委 員	伊 藤 妙 子 議 員	委 員	菅 原 満 議 員
委 員	鎌 田 泰 春 議 員	議 長	富 澤 啓 二 議 員
副 議 長	小 嶋 智 子 議 員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議 員
委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議 員		

◇欠席委員

副 委 員 長 鳥 飼 雅 司 議 員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

議会報告会の総括について

午後4時32分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、鳥飼委員は体調不良により欠席届が出されています旨報告いたします。

また委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、議会報告会の総括についてです。

まず、ホームページ掲載案及び意見交換会の概要についてです。11月28日の議会運営委員会で会派での協議をお願いしたところですが、前回お配りさせていただきました内容でよろしいでしょうか。御意見のある方はお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 意見交換会の概要の3ページの上から12、13行目「補助金をもらわなくてもやれていた」以下のところは、実際には、和光市はずっと補助金をもらってきているので、事実と異なるので、ここの部分は割愛したほうがいいのではないかとということで提案させていただきます。補足して、それ以降私の発言がありますが、上の段の3行と私のところの2行目の途中まで割愛していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○安保友博委員長 今の御意見についていかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 事実関係を精査していただいて、私としては委員長に修正を一任してもよいのではないかと考えております。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 和光市は補助金をもらわないで事業をやってきたという事実そのものがないので、そこを削除していただいて、私のところも削除していただければということで申し上げますので、補足して取扱いをお願いいたします。

○安保友博委員長 ほかに意見がなければ、今の件については、今いただいた意見をもとに、委員長に一任ということでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにしたいと思います。ほかに意見はありますか。

〔「なし」という声あり〕

特にありませんので、ホームページの内容はそのようにしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、各会派の反省点等については、前回の議会運営委員会でお話しいただいたとおりです。会派に持ち帰っていただきましたが、何か御意見のある方はいらっしゃいましたらお願いし

ます。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見がありませんので、これらを次回の開催にいかしていくということで、この場での総括としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

議会報告会の総括については以上となります。

次回の議会運営委員会の日程を確認します。

来年1月17日、水曜日、午前9時30分から行います。

案件は、特定事件2、次の議会の質疑、質問についてとして、3月定例会における施政方針に対する代表質問について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてを予定しています。

議会だよりの編集事前打合わせは、12月21日、木曜日、本会議終了後にございますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

吉田委員。

○吉田武司委員 本日の渡邊議員の一般質問のところで、執行部のほうから発言の抑制、議員の発言の自由というところの抑制があったのかなというふうに思います。そして、通告にないという発言があったんですが、そのところはどうなんでしょうか。

○安保友博委員長 具体的にどの部分でしょうか。

吉田委員。

○吉田武司委員 渡邊議員が質問して、企画部長の答弁のところで、そういう質問はしないでくれとか、副市長から通告にないとかというようなことがあって、ちょっと止まったかと思うんですが、それは議員の発言の自由を損なうというか抑制されたというふうに感じたんですけども、その辺もどうなんでしょうか。その部分なんですけども。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 4時38分 休憩）

再開します。（午後 4時50分 再開）

吉田委員。

○吉田武司委員 本日の一般質問の中で、渡邊議員の質問途中で、質問を投げかけた時に、企画部長から急な質問という発言があって答弁ができないような形になりました。それで渡邊議員が、もう一度質問するしないというような話になった時に、副市長から通告に従って発言、何でもありませんだろうという発言があって、その直後、議場から休憩してくださいという声があって休憩となり、そして渡邊議員が企画部長のところに質問の内容を伝えに行ったら、ま

た同じような内容が繰り返されました。そして、質問ができない、答えができないのならそちらの答えでいいという話になったと思います。そしてその質問は法律的なものだから、それは答えられない、また何かあった時に調べて直接答弁しますというような形で、渡邊議員もそれをお願いしますということで終わったんですけども、質問の途中でそういう不規則発言があったということで、議員に対して質問の抑制があったというふうに私は感じたので、今この場で、これはどういうことなんだろうということでお諮りしているところです。

○安保友博委員長 これに対しての意見があればお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 今のやりとりはもう終わったあとなので、記憶が違ったら申し訳ないですけども、私自身は質問をしていて、企画部長が、もう一度確認したいといったところで休憩になったという記憶があります。一点は、議会基本条例で執行部側は本会議、委員会において質問の趣旨が分からなければ、その趣旨を確認するために質問ができるとなっているので、休憩する必要はなくて、そのまま持ち時間の中でやり繰り返すということ。いずれにしろ、持ち時間といっても議員側の再質問の時間の枠で、執行部側は確認の質問ができるとなっているので、それは議会基本条例にのっとって行えばいいことだということですが、あそこのやり取りの中では。ただ、それ以外の吉田委員の言われた内容については、私は把握していないので何とも言いようがないのと、もし本会議中であるならば、それはそれで改めて確認して議長のほうで判断することになるのかなど。今、急な話なので、私とすればそこまでです。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 今日のことについては、多くの方がその場にいました。声も聞こえておりましたし、音声での確認、もしくは文字を起こしていただければ、確認が取れるかと思っております。以前にも、副市長においては、私が質問している最中、質問しているにもかかわらず、手を挙げるということを何度もされました。質問を遮った形になりました。また、やはり質問している最中に議長の許可もないのに、不穏当な発言がございました。今回、二度目という認識であります。議会の秩序、規律を守るためにも、何らかの対応が必要であると私は考えます。

○安保友博委員長 議員の発言を抑制するような行為があったという申出があったということと、あと実際にどういうやりとりがあったかについては、文字起こしをした後にそれを共有して、それについてどうするかという話を今後していくということによろしいでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 僕らは右のほうから、吉田委員は左のほうから見てね、全部聞き取れていないと思うんだけど、議長が一番上でよく見られていると思うので、文字起こしするなりビデオを見るなりして、議長が判断していただければと思います。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 先ほどの委員長の提案に賛成いたします。それでいきたいと思っております。

○安保友博委員長 では、その形によろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

休憩します。（午後 4時57分 休憩）

再開します。（午後 5時00分 再開）

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後5時00分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博